

大和市告示第8号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年1月19日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「補助金額の欄に掲げる」を「対象経費の欄に定める経費の実支出額又は同表補助基準額の欄に掲げる額のいずれか少ない方の」に改める。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（失効）

- 2 別表第1、利用定員拡大促進事業費の項の規定は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に同項の規定により交付した補助金に係る第10条の規定による報告、第11条の規定による補助金の返還、第12条による書類の整備等又は第13条の返還義務については、なお効力を有する。

附則第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条—第4条関係）

補助金基準表

区分	対象施設	対象経費	補助基準額	備考
保育士 宿舎借 り上げ 支援事 業費	民間保育 所、認定 こども園 及び家庭 的保育事 業等	平成29年度保育対策総合支援 事業費補助金の国庫補助につい て（平成29年8月3日付け厚 生労働省発子0803第2号厚 生労働事務次官通知）別紙平成 29年度保育対策総合支援事業 費補助金交付要綱（以下「国保 育対策要綱」という。）3(5)に 掲げる保育士宿舎借り上げ支援 事業を実施するために必要な経 費（国保育対策要綱別表に規定 する対象経費に限る。）	国保育対策要綱別表に規定す る基準額（1施設当たり月額 246,000円を上限とす る。）	補助基 準額の 算定は、 当該年 度の運 営状況 に基づ いて行 うもの とす る。
保育所 等にお ける業 務集約 化推進 事業費	民間保育 所及び認 定こども 園（幼保 連携型認 定こども 園に限 る。）	国保育対策要綱3(11)に掲げる 保育所等における業務集約化推 進事業を実施するために必要な 経費（国保育対策要綱別表に規 定する対象経費に限る。）	国保育対策要綱別表に規定す る基準額	
特別経 常費	民間保育 所	民間保育所特別経常費補助金交 付要綱の一部改正について（平 成28年1月18日付け次育第 688号神奈川県知事通知）別 添民間保育所特別経常費補助金 交付要綱（以下「経常要綱」と いう。）第2条の表に掲げる特	経常要綱第3条第1項に規定 する基準額	

		別経常費	
低年齢 児受入 対策緊 急支援 事業費	民間保育 所及び認 定こども 園	保育緊急対策事業費補助金交付 要綱等の一部改正について（平 成29年3月29日付け次育第 1026号神奈川県知事通知。 以下「県通知」という。）別添 保育緊急対策事業費補助金交付 要綱（以下「緊急要綱」という。） 第2条第1項第1号に掲げる低 年齢児受入対策緊急支援事業を 実施するために必要な経費（県 通知別添低年齢児受入対策緊急 支援事業実施要領に規定する補 助対象経費に限る。）	県通知別添低年齢児受入対策 緊急支援事業実施要領に規定 する補助基準額
民間保 育所健 康管理 体制強 化事業 費	民間保育 所及び認 定こども 園（幼保 連携型認 定こども 園に限 る。）	緊急要綱第2条第1項第2号に 掲げる民間保育所健康管理体制 強化事業を実施するために必要 な経費（県通知別添民間保育所 健康管理体制強化事業実施要領 に規定する補助対象経費に限る。）	県通知別添民間保育所健康管 理体制強化事業実施要領に規 定する補助基準額
要保護 児童保 育所受 入促進 事業費		緊急要綱第2条第1項第3号に 掲げる要保護児童保育所受入促 進事業を実施するために必要な 経費（県通知別添要保護児童保 育所受入促進事業実施要領に規 定する補助対象経費に限る。）	県通知別添要保護児童保育所 受入促進事業実施要領に規定 する補助基準額
地域型	民間保育	緊急要綱第2条第1項第4号に	県通知別添地域型保育事業連

保育事業連携対策緊急支援事業費	所、認定こども園及び幼稚園	掲げる地域型保育事業連携対策緊急支援事業を実施するために必要な経費（県通知別添地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要領に規定する補助対象経費に限る。）	連携対策緊急支援事業実施要領に規定する補助基準額
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費	民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等	保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱の制定について（平成29年7月20日付け次育第288号神奈川県知事通知）別添保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱（以下「保育エキスパート要綱」という。）第4条第1号に規定する補助対象経費	保育エキスパート要綱第4条第2号に規定する補助基準額
延長保育事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等	神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年10月25日施行。以下「支援要綱」という。）第2条第2号に掲げる延長保育事業を実施するために必要な経費（支援要綱別表に規定する対象経費に限る。）	支援要綱別表に基づき算定される基準額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下「生活保

			護等世帯」という。) にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した延長保育事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額)
実費徴収に係る補足給付を行う事業費	民間保育所等	支援要綱第2条第3号に掲げる実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施するために必要な経費(支援要綱別表に規定する対象経費に限る。)	支援要綱別表に基づき算定される基準額
一時預かり事業費		支援要綱第2条第11号に掲げる一時預かり事業を実施するために必要な経費(支援要綱別表に規定する対象経費に限る。)	支援要綱別表に基づき算定される基準額(生活保護等世帯にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した一時預かり事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額)
保育体制強化事業費	保育所	神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成28年2月25日施行。以下「県保育対策要綱」という。)第2条第3号に掲げる保育体制強化事業を実施するために必要な経費(県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)	県保育対策要綱別表に規定する基準額
休日保育事業費	民間保育所及び認定こども	日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日において実	63,100円に各月の初日に在籍する保育士等(休日保育を利用する児童(障がい児

園	<p>施する保育（以下「休日保育」という。）のために、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子本第571号内閣府子ども・子育て本部統括官・28文科発第727号文部科学省初等中等教育局長・雇児発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める基本分単価において充足すべき必要保育士数（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士（以下「区域限定保育士」という。）の数を含む。以下同じ。）又は必要保育教諭等の数（以下「国基準保育士等数」という。）を超えて保育士、区域限定保育士又は保育教諭等（以下「保育士等」という。）を雇用した場合における当該超えた数の保育士等の雇用その他休日保育を実施するために必要な経費</p>	<p>等の保育上特段の配慮又は支援が必要と市長が認める児童（以下「要配慮児童」という。）に限る。）の保育を実施するために雇用したと市長が認める者に限る。）の数（保育の実施単位ごとに3人につき保育士等1人の割合（市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合）で算定した数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。））を乗じて得た額に11,100円を加算した額</p>
---	---	---

<p>保育士 加配事 業費</p>	<p>民間保育 所及び認 定こども 園</p>	<p>国基準保育士等数を超えて、保 育士等を雇用した場合における 当該超えた数の保育士等の雇用 に係る経費</p>	<p>276,000円（各月の初日 に在籍する児童の数が児童福 祉法第35条第4項の規定に 基づき認可された定員（以下 「認可定員」という。）に満 たず、各月の初日に在籍する 保育士等の数が保育上必要と する保育士等の数を満たして いるにもかかわらず、子ども・ 子育て支援法第42条第1項 に規定する利用の要請に応じ ない場合は92,000円）に 各月の初日に在籍する次に掲 げる保育士等の数の合計を乗 じて得た額</p> <p>(1) 1歳児（要配慮児童を 除く。）4人につき保育 士等1人の割合（市長が 別に定める割合によるこ とを認めた場合は、その 割合）で算定した保育士 等の数（1未満の端数が あるときは、これを切り 上げる。）から国基準保 育士等数を差し引いた数</p> <p>(2) 3歳児（要配慮児童を 除く。）16人につき保 育士等1人の割合（市長 が別に定める割合による ことを認めた場合は、そ の割合）で算定した保育</p>	<p>補助金 額の算 定は、 各月の 初日に おける 運営状 況に基 づいて 行うも のとな る。</p>
---------------------------	-------------------------------------	---	---	---

士等の数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から国基準保育士等数を差し引いた数

- (3) 要配慮児童の保育を実施するために雇用したと市長が認める保育士等の数（保育の実施単位ごとに3人につき保育士等1人の割合（市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合）で算定した数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
- (4) 保育士等の勤務環境を改善するために雇用したと市長が認める保育士等の数（各月の初日に在籍する保育士等の数から国基準保育士等数及び第1号から第3号までの規定により算定した数を差し引いた数であって、利用定員が90人以下の場合には1、90人を超える場合は2を上限とする。）
- (5) 地域の子育て支援を行うために雇用したと市長が認める保育士等の数

			(各月の初日に在籍する保育士等の数から国基準保育士等数及び第1号から第4号までの規定により算定した数を差し引いた数であって、1を上限とする。)
特定年齢児受入促進事業費	民間保育所及び認定こども園	0歳児から3歳児までの受入促進を図るための保育士等の雇用に係る経費	認可定員を超えて受け入れた各月の初日に在籍する次の各号に掲げる児童の数に当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額 (1) 0歳児 7,600円 (2) 1歳児 34,500円 (3) 2歳児 7,600円 (4) 3歳児 8,600円
利用定員拡大促進事業費	民間保育所及び認定こども園	利用定員の拡大を図るための保育士等の雇用に係る経費	平成29年4月1日における認可定員(以下「基準認可定員」という。)を超えて利用定員を拡大した次に掲げる区分の児童の数(各月の初日に在籍する当該児童の数が拡大した利用定員に満たない場合は、各月の初日に在籍する当該児童の数から基準認可定員を差し引いた数)に、それぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額 (1) 0歳児 7,600円

			(2) 1歳児 34,500円 (3) 2歳児 7,600円 (4) 3歳児 8,600円	
障がい 児保育 促進事 業費	民間保育 所及び認 定こども 園	集団保育が可能で日々通所でき るものの保育上特別な支援が必 要とされる児童の保育に要する 経費	92,000円に3歳児から5 歳児までの利用定員に100 分の7を乗じて得た数（1未 満の端数があるときは、これ を切り上げる。）から要配慮 児童の数を差し引いた数を乗 じた額	

備考

- 1 この表における保育士等の数の算定については、次に掲げる規定を準用する。
 - (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）附則第11項及び第14項から第17項まで
 - (2) 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）附則第2項から第6項まで
 - (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）附則第8項から第11項まで
 - (4) 大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）第26条第3項、第28条第3項、第41条第3項及び第44条第3項並びに附則第5項から第8項まで
- 2 この表において、児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢で区分することとし、当該年度内は同一区分の児童とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の手続とみなす。